令和７年４月

保護者のみなさまへ

浦添市こども未来課

認可外保育施設利用料多子軽減助成金の申請について

浦添市では、少子化対策を目的とし多子世帯の保護者の負担軽減を図るため認可外保育施設利用料多子軽減事業を実施します。**同一世帯で２人以上の就学前児童が以下の園・施設等に在籍し、又は利用している場合で、次の助成対象児童の要件を満たしている場合は、申請により利用料の多子軽減助成金を受けることができます。**

【対象施設】

ア　認可保育所（園）
イ　認可外保育施設 ※
ウ　幼稚園
エ　認定こども園
オ　特別支援学校幼稚部
カ　児童心理治療施設
キ　家庭的保育事業
ク　小規模保育事業
ケ　居宅訪問型保育事業
コ　事業所内保育事業
サ　児童発達支援
シ　医療型児童発達支援

※補助金を希望する方は、年度ごとに申請が必要です。

★助成対象児童★

就学前児童（小学校に入学する前の児童）が左記の施設等に２人以上在籍し又は利用している場合で、そのどちらかが以下の要件を満たしている場合。

①浦添市内在住であること
②認可外保育施設の利用について月単位で契約していること。
③認可外保育施設利用料の支払いをしていること。

※対象となる認可外保育施設は、児童福祉法第 59 条の２第１項の規定に基づいて、沖縄県に設置届を提出している施設となります。

＊幼児教育・保育無償化の給付（子育てのための施設等利用給付認定）を受けている児童は、多子軽減助成金交付の対象になりません。

【提出書類】

ア　浦添市認可外保育施設利用料多子軽減助成金交付申請書（様式第１号）　※印鑑をご持参ください。
イ　施設利用証明書（様式第２号）※就学前児童の助成対象児童に限る。
ウ　上記（ア）～（オ）に入園又は（カ）～（シ）を利用している就学前児童の第一子の在園証明書、または施設利用証明書（利用先の園・施設で証明）※任意様式可

【提出先・提出時期】

提出先：浦添市役所こども未来課給付係（２階）　令和７年４月１日～

※申請は随時受付しますが、**年度内に限り申請書の提出が可能となります。**
（６月に申請した場合でも４月より入所が確認できれば４月から助成対象となります。）
※会計年度の関係上、年度(令和８年３月 31 日)後に申請をなされても、令和７年度分の補助金は交付できませんのでご注意ください。

【助成金の交付時期】

⑴　４月分から９月分まで　　10 月支払い予定

⑵　10 月分から３月分まで　　令和８年４月支払い予定

【助成金の額】

⑴　助成対象児童のうち最年長のもの　　月額　3,000 円の助成

※就学前児童のすべてが認可外保育施設を利用していた場合、その２人目から月額 3,000 円

⑵　助成対象児童のうち最年長のもの以外のもの　　月額　5,000 円の助成

※就学前児童のすべてが認可外保育施設を利用していた場合、その３人目から月額 5,000 円

（例）

★第１子　認可外保育施設　←3,000 円助成 第２子　認可保育所（園） 第３子　認可保育所（園）	★第１子　認可外保育施設　←3,000 円助成 第２子　認可保育所（園） ★第３子　認可外保育施設　←5,000 円助成
第１子　幼稚園 第２子　児童発達支援 ★第３子　認可外保育施設　←3,000 円助成 ★第４子　認可外保育施設　←5,000 円助成	第１子　認可外保育施設 ★第２子　認可外保育施設　←3,000 円助成 ★第３子　認可外保育施設　←5,000 円助成 ★第４子　認可外保育施設　←5,000 円助成

※申請が終わりましたら、利用料の支払い状況を調査します。（９・３月）

【提出書類】・浦添市認可外保育施設利用料多子軽減助成金実績報告兼請求書（様式第９号）

※印鑑をご持参ください。

・認可外保育施設利用料の支払い済みがわかる書類

（例　領収書、月謝袋の領収書印が押されているものの写し、通帳の写しなど）

４月～９月までの利用料の支払い状況がわかる書類の提出は９月12日（金）までに、10 月以降に申請した方でもそれ以前から入所している場合は、４月からの支払い状況が分かる書類の提出を令和８年３月 13 日（金）までにお願いします。確認が取れましたら４月からの分もまとめて４月にお支払いとなります。

※こども未来課への助成金の申請が先です。

※助成金は利用料の支払いをした月数に応じて交付します。利用料の支払い状況を確認できない場合、助成金の交付ができません。

※ご注意ください※

・該当する世帯で申請がない場合は、多子軽減助成金交付の対象になりません。

・申請後、申請の内容に変更があった場合（世帯状況の変更・住所変更・口座の変更・保育園の変更等）や助成要件を満たさなくなった場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。

・助成金交付決定後でも、申請書や添付書類等に虚偽や不正がある場合は、助成金交付決定を取消し、既に交付を受けている場合は返還の対象となる場合があります。

【問い合わせ先】浦添市こども未来課（給付係）：TEL876-1234（内線 3606）